

# 小田原市太陽光発電屋根貸し事業公募要領

## 1. 事業の目的

本事業は、公共施設の屋根を事業者に貸し出し、太陽光発電事業を実施してもらうことで、再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、停電時における公共施設の機能強化及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

## 2. 公募の概要

本事業に応募しようとする事業者は、市が指定する公共施設の屋根等の中から構造上の安全性や採算性が確保できると見込まれる施設を選択し、各種規制を踏まえたうえで、市に事業計画書を提出してください。

審査の結果、選考された事業者は、関係機関等と必要な調整を行い、行政財産の使用許可等を受けただけで、許可条件に則り太陽光発電事業を行うことができます。

## 3. 事業者の応募資格

事業者の応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 太陽光発電事業を実現することのできる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。
- (2) 小田原市内に本社を置く法人であること。ただし、複数事業者の連合体（共同企業体（JV）等を含む。）で応募する場合は、代表事業者（複数事業者の連合体で参加する場合は、代表者事業者を定めること。）が小田原市内に本社を置く法人であること。

- (3) 次のア～オのいずれにも該当しないこと（複数事業者の連合体であるときは、その構成事業者の全てが該当しないこと。）。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札に参加させないことができる事由など）の規定に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

- a 破産法（平成 16 年 6 月 2 日号外法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て
- b 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日号外法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て
- c 民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て

ウ 市税を滞納している者

エ 小田原市が措置する指名停止期間中の者

オ 次に該当する者

a 小田原市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団であると認められる者

b 小田原市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等であると認められる者

#### 4. 屋根貸し対象施設

屋根貸し対象施設、各施設の条件及び注意事項は、別紙「小田原市太陽光発電屋根貸し事業対象施設一覧」のとおりです。事業者は、この施設一覧から太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の設置を希望する施設を選択してください。

各施設の屋上の平面図や立面図等については、エネルギー政策推進課又は事業者説明会にて配布予定です。また、詳細な図面については、エネルギー政策推進課にて閲覧できません。

#### 5. 応募にあたっての留意点

屋根貸し事業に応募しようとする事業者は、「小田原市太陽光発電屋根貸し事業計画書」（様式 1 から様式 5 まで）を作成し、提出してください。

##### (1) 発電設備

設置する発電設備の条件は以下のとおりとします。

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日号外法律第 108 号）第 6 条第 1 項に規定する経済産業大臣の認定を受けること。

イ 電力会社と電力供給契約を締結すること。

ウ 1 施設当たりの太陽光発電設備の出力は、10kW 以上であること。

##### (2) 使用期間

使用期間は、使用許可を受けた日から 25 年以内とします。

##### (3) 使用料

使用料は、事業者の提案する額とします。

##### (4) 費用負担

発電設備の設計、材料、工事及び各種手続き等に係る一切の費用は、事業者が負担するものとします。

##### (5) 安全性及び防水施工等

事業者は、発電設備の設置工事の期間中及び設置後に、発電設備の落下や施設の雨漏り等が生じないように、十分な措置を講じるものとします。

特に、設置時及び事業期間内に雨漏りが生じないように必要な防水施工を行うものとし、発電設備の設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任において速やかに修復するものとします。

また、発電設備の設置に伴う太陽光の反射その他の環境影響及び設備のメンテナンス時等の安全確保について十分配慮してください。

#### (6) 設置工事

事業者は、施設の利用や安全の確保を図るよう施設管理者と協議した上で工期や時間帯を定め、工事を施工するものとします。特に学校については、休みの期間中など、教育活動に支障のない期間で施工してください。

また、市から要請があった場合には、設置する施設の周辺住民等に対して、工事の内容に関する説明その他必要な周知を行うものとします。

#### (7) 発電設備のメンテナンス

事業者は、発電設備が所期の性能を発揮するために必要な法定点検、定期点検、部品交換等のメンテナンスを行い、発電設備が故障した場合における修理体制を常に確保するものとします。

#### (8) 使用期間中の施設の廃止等

発電設備を設置した施設について、使用期間の途中で施設を廃止するなど、市側の事情により発電設備を継続して設置することができなくなった場合、事業者は自ら費用を負担して発電設備の撤去を行うものとします。

また、市の施設管理上、設備の一時撤去が必要となった場合においても同様とします。

#### (9) 使用後の発電設備の取扱い

使用期間の途中で事業を中止した場合又は使用期間が終了した場合には、原則として事業者の費用負担により発電設備の撤去を行い、施設の原状回復を行うものとします。

ただし、市との協議により、発電設備の譲与等が行われる場合は、この限りではありません。

#### (10) 停電時の電力供給

災害等により停電となった場合、事業者は、発電設備で作られた電気を市に無償で提供することができるようにしてください。

#### (11) 事業実施に伴う提案事項

事業者は、事業の実施に伴い、市民出資等による市民の参加や、市内事業者の積極的な

活用による地域経済の活性化、環境教育等の地域貢献に関する事項について提案をしてください。

#### (12) 損害賠償責任

事業者が施設の設備等に損害を与えた場合、又は発電設備の故障により送電網に影響を与えた場合などは、事業者がその損害を賠償する義務を負います。

また、発電設備等の設置及び管理に関する瑕疵により、施設の利用者又は第三者に身体及び財産上の損害を与えたときは、その損害についても同様とします。

#### (13) 関係法令

関係法令を遵守するものとします。

建築関連法令については、小田原市都市計画課、建築指導課及び開発審査課へ相談してください。

### 6. 事業スケジュール

項目	日付等
公募開始日	平成 26 年 6 月 9 日 (月)
事業者説明会	平成 26 年 6 月 16 日 (月)
現地説明会	平成 26 年 6 月 17 日 (火) 15 時 30 分～ 小田原市役所 301 会議室
質問受付	平成 26 年 6 月 30 日 (月) 17 時まで ※質問内容はファクシミリ又は電子メールにてエネルギー政策推進課まで提出してください。なお、提出後に、電話にて着信の確認を行ってください。
事業計画書の提出	平成 26 年 7 月 11 日 (金) 17 時まで
審査会及びプレゼンテーション	平成 26 年 7 月 15 日 (火) 予定
選考結果公表	平成 26 年 7 月下旬予定

### 7. 事業計画書の提出

#### (1) 事業計画書

「小田原市太陽光発電屋根貸し事業計画書」(様式 1 から様式 5 まで) に必要事項を記載して提出してください。様式は、エネルギー政策推進課ホームページからダウンロードできます。

#### (2) 添付書類 (複数事業者の連合体で参加する場合は、構成する全ての企業の書類を添付すること)

- ア 商業登記簿謄本（3か月以内のもの）
- イ 最近3期間の決算財務諸表
- ウ 小田原市が発行する納税証明書
- エ 任意の添付書類
- オ その他市が提出を求めた書類（市から指示があった場合に提出）

(3) 提出部数

正本1部、副本（コピー）10部

(4) 提出方法

小田原市環境部エネルギー政策推進課へ持参してください。郵送等による提出は受けません。

(5) 事業計画書類の著作権の取扱い

事業計画書類に係る著作権は、応募者に帰属します。ただし、提案内容を必要に応じて公表する場合があります。

なお、事業計画書類は返却しません。

## 8. 審査

(1) 審査方法

小田原市太陽光発電屋根貸し事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、選考します。

なお、応募者は、審査委員会において自ら事業計画書のプレゼンテーションを行うこととします。

審査結果は、書面により通知します。

(2) 審査基準等

別表「事業計画書の審査基準」を基に事業計画書を審査し、合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として選考します。

ただし、次のア～ウのいずれかに該当した場合は、不採択とします。

- ア 合計点が40点に満たなかったとき
- イ ①、②及び③の各項目が、配点の2分の1に満たなかったとき
- ウ ⑤についての提案がなされなかったとき

なお、選考された事業者が辞退、もしくは優先交渉権を取り消された場合には、次順位の事業者を繰り上げるものとします。

別表 事業計画書の審査基準

審査項目	審査の視点	配点
<b>① 事業主体及び事業収支</b>		
太陽光発電事業の実施主体	事業者が事業実施する上で、経営状況に問題がなく、かつ、事業実施する能力を有しているか。	10点
太陽光発電事業の収支見込等	資金調達計画、事業収支見込等は、長期にわたる発電事業を安定的に実施できると見込まれるか。	10点
<b>② 施工及び管理</b>		
太陽光発電設備の仕様	太陽光発電設備の配置や仕様は、屋上や屋根等の状況に合わせて、適切に設計されているか。	10点
設置工事	太陽光発電設備の設置工事の工法等は、市有施設の管理上問題ないか。	15点
設置後の太陽光発電設備の管理	太陽光発電設備の管理及び運営を、できる体制が整備されているか。工事施工、特に防水施工に係る保証期間及び保証内容は十分か。契約を予定している損害保険等の内容は十分か。	15点
<b>③ 停電時の電力供給</b>		
停電時の電力供給	停電時の電力供給方法は、適切に行われるか。	5点
<b>④ 使用料</b>		
施設使用料	事業計画に照らして、使用料の額は適切か。	5点
<b>⑤ 提案事項</b>		
事業実施に伴う提案事項	事業に、市民参加、地域経済の活性化、環境学習等、地域貢献について盛り込んでいるか。	30点
合計		100点

## 9. 選考後の手続き

選考された事業者は、発電設備の設置について、設置工事に係る工期や時間帯を施設管理者と協議を行い、また経済産業省及び電力会社等と協議を行い、必要な認定及び契約等の手続きを行ってください。

建築関連法令については、小田原市都市計画課、建築指導課及び開発審査課へ相談し、必要な許認可を取得してください。

その後、市に対して行政財産の目的外使用許可の申請を行った上で、各施設への発電設備の設置工事を行ってください。

## 10. 担当窓口

小田原市役所 環境部エネルギー政策推進課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

E-mail : [energy@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:energy@city.odawara.kanagawa.jp)

TEL : 0465-33-1477 FAX : 0465-33-1487